

子ども・子育て会議における部会設置について

1 部会設置について

児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待について、市が行った措置に対して、審議会等の意見を聞くことが義務付けられたことから、これに対応するため、特別部会を設置する。

2 設置部会の名称

特別部会

3 権利部会の構成員

権利部会員は、小金井市子ども・子育て会議条例第3条第1項第2号又は第3号に規定する委員から市長が指名する。

4 会議等

- (1) 特別部会の会議は非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、公開とすることができる。
- (2) 特別部会の所掌する事項については、特別部会の議決をもって小金井市子ども・子育て会議の議決とする。

5 スケジュール

令和8年5月から令和9年8月までの期間とし、対象となる事案に係る結果等については、個人情報に配慮した上で、本体会議に報告を行う予定